

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

規則	ページ
秋田県南部老人福祉総合エリア規則及び秋田県中央地区老人福祉総合エリア等規則の一部を改正する規則(五一・長寿社会課).....	1

規 則

秋田県南部老人福祉総合エリア規則及び秋田県中央地区老人福祉総合エリア等規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年八月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第五十一号

秋田県南部老人福祉総合エリア規則及び秋田県中央地区老人福祉総合エリア等規則の一部を改正する規則

(秋田県南部老人福祉総合エリア規則の一部改正)

第一条 秋田県南部老人福祉総合エリア規則(昭和六十三年秋田県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十条第一項の表に次の一号を加える。

三	知事が別に定める日 に使用する者	条例別表第一第一号に掲げる施設(休憩により使用する場合に限る。)及び同表第二号に掲げる施設(屋内運動広場を除く。)	全 額
---	---------------------	---	--------

第二十条第三項中「条例第四条」を「前二項」に、「は、南部老人福祉総合エリア施設使用料減免申請書」を「(第一項の表第三号の上欄に掲げる者を除く。)(南部老人福祉総合エリア使用料減免申請書」に改める。
様式第十二号中「秋田県南部老人福祉総合エリア規則」を「秋田県南部老人福祉総合エリア規則」に、「秋田県中央地区老人福祉総合エリア規則」を「秋田県中央地区老人福祉総合エリア規則」に改める。
第二十条第一項の表に次の一号を加える。

三	知事が別に定める日 に使用する者	条例別表第一号に掲げる施設(休憩により使用する場合に限る。)(及び同表第一号に掲げる施設(屋内運動広場を除く。)	全 額
---	---------------------	--	--------

第六条第三項中「条例第四条」を「前二項」に改め、「する者」の下に、「(第一項の表第三号の上欄に掲げる者を除く。)(」を加える。
様式第一号中「秋田県」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄